

# 社会福祉法人一関市社会福祉協議会 ケアプランセンター興田運営規程

平成 18 年 12 月 6 日 制 定  
平成 19 年 12 月 18 日 一部改正  
平成 20 年 3 月 18 日 一部改正  
平成 21 年 12 月 13 日 一部改正  
平成 24 年 11 月 30 日 一部改正  
令和 2 年 3 月 17 日 一部改正  
令和 5 年 3 月 14 日 一部改正  
令和 5 年 12 月 1 日 一部改正

## (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人一関市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援を行うにあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。

3 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
ケアプランセンター興田	岩手県一関市大東町鳥海字細田 34 番地 1

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上  
指定居宅介護支援を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日及び事業所が別に定める日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握する。
- (2) 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、サービスの選択を求める。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、文書による同意を得るものとする。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行う。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しないものとする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるとき、利用料金に100分の5を乗じて得た額を加算する。また、厚生労働大臣が定める中山間地域でないとき、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり25円とし、指定居宅介護支援に要したキロ数を乗じて得た額を徴収する。
- 3 前項の費用を徴収する場合は、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を得るものとする。
- 4 指定居宅介護支援の利用者は、事業所の定める期日までに、利用料等を金融機関口座振替等により納付するものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第8条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 利用者及び担当の職員と合意のうえ決定
- (2) 使用する課題分析票の種類 MDS-HC又は居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する所在地及び利用者宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、一関市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、保険者及び利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、サービス提供に伴って賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きのうえ賠償を行わなければならない。

(緊急時の対応)

第12条 介護支援専門員は、訪問時に緊急を要する事態に遭遇した場合には、直ちに利用者の家族及びサービス提供事業者等関係機関に連絡するとともに必要な措置を講ずる。また、急病等で救急を必要とした場合には、速やかに主治医又は医療機関及び家族等に連絡するとともに必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(研 修)

第14条 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備しなければならない。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 更新研修
- (3) 主任介護支援専門員研修

(虐待防止等のための措置)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるのものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止等のための指針の整備
- (3) 虐待等を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 16 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務は、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない。

(その他運営に関する事項)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一関市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 12 月 7 日から施行する。

2 社会福祉法人一関市社会福祉協議会ケアプランセンター運営規程（平成 18 年 4 月 1 日制定）は、廃止する

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。